

—前勤務先とトラブルを起こした人間を雇いたくない—

中途採用応募者から 『退職証明書』をもらう

(有)働きがい研究所

橋敏夫(特定社会保険労務士)

平成24年3月



※これは顧客限定のマル秘提案。知人には見せないで下さい。

こんな人間を雇いたいですか？

- さっぱり仕事ができないのに辞めた後で、サービス残業だったと訴えた人間
- タバコ休憩を勝手にしてばかりで退職後に未払い残業代があったと訴えた人間
- 賞与支払いの直後に、業務の引継ぎなしで、年休を消化して辞めていった人間
- 上司からパワハラを受けたと訴えた人間
- セクハラ問題を繰り返した人間
- 過去に懲戒を受けた人間
- どうみてもズル休みなのに、それを「うつ病」だと言い張り休職をした人間
- けん責処分を受けて、始末書の提出を命じられたのに拒否した人間
- 本当は持病なのに、腰痛を労災だと言い張り、労災保険で 休み続けた人間



“とんでもない奴”を雇わない方法

“とんでもない奴”を雇わない、とっておきの方法があります。それは、前勤務先から、勤務の状況や、辞めた経緯を教えてもらうのです。といっても、こっそり前勤務先に電話をかけるわけではありません。

応募者に『退職証明書』を出すように求めれば良いのです。

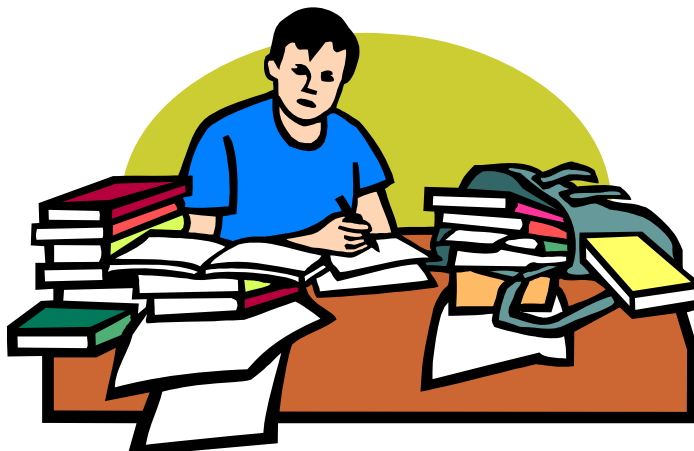
応募者本人が、前勤務先に行って、
『退職証明書』を書いてもらってくれば良いのです。



『退職証明書』ってご存じですか？

『退職証明書』とは、労働基準法 第22条で定められたものです。

そこで『労働基準法 第22条』を突っ込んで研究してみましよう。



労働基準法 第22条(退職時等の証明)

労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由(退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。)について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

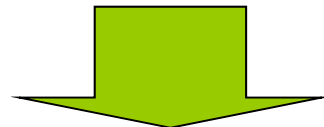
労働者が、第20条第1項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告がされた日以後に労働者が当該解雇以外の事由により退職した場合においては、使用者は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

前2項の証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。使用者は、あらかじめ第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の国籍、信条、社会的身分若しくは労働組合運動に関する通信をし、又は第1項及び第2項の証明書に秘密の記号を記入してはならない。

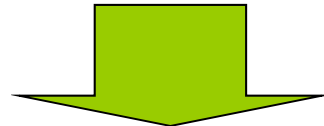


条文のここに着目を！

使用者は、あらかじめ第三者と謀り、労働者の就業を妨げることを目的として、労働者の国籍、信条、社会的身分若しくは労働組合運動に関する通信をし、又は第1項及び第2項の証明書に秘密の記号を記入してはならない。



ということは『労働者の国籍、信条、社会的身分若しくは労働組合運動に関する通信』を除く事項については訊いても労働基準法に触れないことになる。



労働基準法に触れないような『退職証明書』の書式にすれば良い

職業安定法に抵触しないようにする

採用活動は、差別をしてはいけません。それは職業安定法で禁止されています。では、その禁止項目の内容は何か？

それは次項に載っています。

職業安定法「求職者等の個人情報の取扱い」について

第5条の4 公共職業安定所等は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。
ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

「求職者の個人情報の取扱いについて」は次のことに注意して下さい。

○求人企業、職業紹介事業者などが対象となります。

○個人情報の収集の基本は、

- ・ 業務の目的の範囲内で収集すること。
- ・ 収集してはならない個人情報は、

イ 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、家族の職業、収入、本人の資産などの情報、容姿、スリーサイズなど
ロ 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書など
ハ 労働運動、学生運動、消費者運動などに関することなど

○個人情報を収集するには、

- ・ 本人から直接収集すること。
- ・ 本人以外から収集する時は、本人の同意を得たうえで収集すること。

○個人情報の保管、使用は、収集目的の範囲に限られます。

○個人情報の管理は、

- ・ 目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つこと。
- ・ 紛失、破壊及び改ざんを防止すること。
- ・ 第三者からのアクセスを防止すること。
- ・ 必要が無くなれば破棄または削除すること。

○違反したときは、改善命令や罰則（6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）が適用されます。

就職差別を未然に防止し、公正な採用選考を図るためには、法律を遵守するだけでよいというものではありません。

従来から、公正な採用選考について、事業主のみなさまにご理解とご協力を要請してきた趣旨を十分にご認識いただき、今後とも、公正な採用選考システムの確立が図られるよう、さらに積極的な取り組みをお願いします。

『退職証明書』 はこうして作る

労働基準法に抵触
せず、かつ、職業安
定法にも抵触しない。
その内容とは？



必要な方はお申し出
ください、お送りします
☎ 0776-57-1380
(有)働きがい研究所まで

退職に関する証明書

殿

以下の内容により、あなたは当社を _____ 年 ____ 月 ____ 日に退職したことを
証明します。

____ 年 ____ 月 ____ 日

事業所所在地
名 称
使用者職氏名

____ ④

・使用期間 _____ 年 ____ 月 ____ 日～ _____ 年 ____ 月 ____ 日
・業務の種類 _____
・会社における地位・役職 _____
・賃金（総支給額） _____ 円

・退職理由

- ① 自己都合による退職
- ② 当社の勧奨による退職
- ③ 定年による退職
- ④ 契約期間の満了による退職（会社からの申出 ・ 本人からの申出）
- ⑤ 休職期間の満了による退職（私傷病休職 ・ その他の休職）
- ⑥ 解雇（懲戒解雇以外）
- ⑦ 懲戒解雇

退職の状況

- ① 業務の引継は適正に _____ 行った ・ 行っていない
- ② 私傷病が原因の退職 _____ ではない ・ である
- ③ 会社とのトラブルが原因の退職 _____ ではない ・ である
- ④ 過去に懲戒処分を受けたことが _____ ない ・ ある

*この証明書は労働基準法第 22 条に準拠したものです。

~~最後までありがとうございました~~
明日の経営に生かしましょう

ご意見、ご感想、お問い合わせは
TEL ; 0776 (57) 1380
FAX ; 0776 (57) 1370
MAIL: hashi@hatarakigai.co.jp



●●●●お客様の会社がうまくゆきます●●●●

(有) 働きがい研究所

福井県の給料・退職金、就業規則、社員研修
福井市西開発1丁目2508野坂第2ビル201
URL: <http://www.hatarakigai.co.jp>